

平成15年南伊豆町議会第1回臨時会会議録目次

第1日(4月30日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
報第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	3
報第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	9
報第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	11
報第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	13
報第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	15
報第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	17
議第32号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	21
発議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	22
議第33号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	25
議第34号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	28
議第35号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	32
閉議及び閉会宣告.....	36
署名議員.....	39

平成15年南伊豆町議会第1回臨時会

議事日程（第1日）

平成15年4月30日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報第 1号 専決処分の承認を求めることについて
報第 2号 専決処分の承認を求めることについて
報第 3号 専決処分の承認を求めることについて
報第 4号 繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 5号 専決処分の承認を求めることについて
報第 6号 専決処分の承認を求めることについて
議第32号 監査委員の選任について
発議第2号 南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について
議第33号 平成15年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）
議第34号 工事請負契約について
議第35号 工事請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	籾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君

13番 小澤東洋治君
15番 渡辺守男君

14番 大野良司君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	内山力男君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	勝田悟君	商工観光課長	飯泉誠君
生活環境課長	鈴木勇君	下水道課長	佐藤博君
教育委員会事務局長	楠千代吉君	水道課長	渡辺正君
会計課長	土屋敬君	行財政幹事	鈴木博志君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺修治 主事 勝田智史

開会宣告

議長（藤田国広君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。これより平成15年第1回南伊豆町議会臨時議会を開会いたします。

（午前 9時31分）

議事日程説明

議長（藤田国広君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（藤田国広君） これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（藤田国広君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより議長が指名いたします。

7番議員 斎藤 要 君

8番議員 渡辺 嘉郎 君

会期の決定

議長（藤田国広君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は4月30日の1日限りと決定いたしました。

報第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） これより議案審議に入ります。

報第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） おはようございます。

平成15年第1回臨時議会、ただいまから開催するわけですがけれども、今、収入役の碓井の方からあいさつがございました。3役スクラムを組んで、また町運営に全力を挙げて取り組む所存でございます。ひとつよろしく願いいたします。

きょうの案件については、専決処分が5件、繰越明許費繰越計算書の報告1件、また監査委員の選任、そして皆様方に直接関係ある議員定数条例、そして補正予算、工事請負契約についての件になっております。

報第1号について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律案が平成15年3月24日に参議院本会議で可決成立し、3月31日に法律第9号として公布されました。4月1日から施行されることに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要性が生じたため、3月31日に専決処分させていただきましたので、承認をお願いするものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、税務課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） それでは、お手元の報第1号の説明資料に基づいて、説明させていただきます。

ただいま上程されました報第1号の南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分についての説明でございます。

同じこととなりますけれども、去る3月24日、国会において地方税法の一部を改正する法律が可決成立し、3月31日公布されました。この改正によって、当町でも同日、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、専決処分の手続をとらせていただきました。

今回の税制改正の趣旨は、現下の経済、財政状況等を踏まえつつ、地方税に関する制度全

般にわたり、政策税制の真に有効な分野への集中、課税の適正化、簡素化、安定的な歳入構造の構築等の共通の視点に基づき、個人住民税関係につきましては、配当所得及び株式等譲渡所得に係る課税方式の見直し等を行うとともに、配偶者控除に上乘せして支給をされる部分の配偶者特別控除の廃止等の措置が講じられました。

2といたしまして、固定資産税につきましては、平成15年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の更正等の措置が講じられました。

3といたしまして、特別土地保有税の課税の停止。

4、たばこ税の税率の引き上げ。

5といたしまして、軽自動車税申告に伴う様式の統一等が主なものです。

つきましては、お手元の資料により詳しく説明させていただきます。

まず、個人住民税関係につきましてはですけれども、(1)上場株式等に係る譲渡所得に関する特例措置の見直し。

平成16年分以後の個人住民税について、上場株式等に係る譲渡所得に関する特例措置を次のように見直す。

といたしまして、平成15年1月1日以後の5年間に上場株式等を譲渡した場合における上場株式等に係る譲渡所得等の金額について、3%の税率により課税する特例を創設する。

といたしまして、1の特例の創設に伴い、次の特例を廃止する。

アといたしまして、長期所有上場株式等の譲渡所得に係る暫定税率の特例。

イといたしまして、長期所有上場株式等の譲渡所得に係る100万円特別控除の特例。

長期所有上場株式というのは、1年以上ということで理解していただきたいと思います。

(2)といたしまして、平成16年1月以降における源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る上場株式等取引報告書について、町長への提出を不要とする。

(3)平成15年中の源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得等に対する課税について、申告不要の特例、合計所得金額の計算の特例等所要の措置を講ずる。

(4)といたしまして、商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例について、次の措置を講ずるとともに、その適用期限を撤廃した上、同特例を「先物取引に係る雑所得等の課税の特例」に改める。

で適用対象に所得割の納税義務者が、平成16年1月1日以後に証券取引法に規定する有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引をし、かつ当該有価証券等先物取引の差金等決裁した場合の当該差金等決裁に係る当該有価証券等先物取引による事業所得及び雑所得を加え

る。

といたしまして、商品先物取引に係る雑所得等については、先物取引に係る雑所得等の課税の特例に改めるとともに、雑所得等の金額に対する個人住民税の税率を5%（現行6%を5%）に引き下げる。

上記の改正は、平成16年度分以後の個人住民税について適用する。

5として、平成15年1月1日以後に先物取引又は有価証券等先物取引に係る差金等決裁をしたときにより生じた損失の金額のうち、その差金等を決裁した日の属する年分の先物取引又は有価証券等先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除しても、なお控除しきれない金額があるときは、一定の要件のもとで、その控除しきれない金額について、その年の翌年以後3年内の各年分の先物取引又は有価証券等先物取引に係る雑所得等の金額から繰越控除を認める。

6といたしまして、配偶者特別控除のうち控除対象配偶者（合計所得金額38万円以下の配偶者）について、配偶者控除に上乘せして適用される部分の控除を廃止する。

上記の改正は、配偶者特別控除ですけれども、平成17年度以後の個人住民税について適用する。

ローマ数字 といたしまして、地方のたばこ税関係です。

道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を次のように引き上げる。

(1)として、税率。

として、旧3級品以外の製造たばこ。

現行、改正、道府県たばこ税が 1,000本につき 868円、改正が 969円。

市町村たばこ税、 1,000本につき 2,668円、改正が 2,977円。

旧3級品の製造たばこ。

道府県たばこ税が 1,000本につき 413円、改正が 461円。

市町村たばこ税、 1,000本につき 1,266円、改正が 1,412円。

旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

これには、6銘柄ございまして、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、それからウムナとバイオレットというのがあるみたいですけど、これは沖縄限定品のたばこだそうです。

実施時期といたしまして、平成15年7月1日から実施する。

3といたしまして、その他、手持品課税を実施する。

手持品課税につきましては、7月1日現在において、たばこの販売業者が3万本以上のたばこを所有している場合、手持品課税を実施すると、このようにございます。

固定資産税関係。

土地に係る固定資産税の税負担の調整措置。

平成15年度評価替えの実施により、固定資産税の税収が大幅な減収となること、市町村財政が極めて厳しい状況であること等を踏まえ、商業地等の宅地に係る課税標準額の上限（評価額の70%）を維持するとともに、課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置を実施する。

(1)の宅地。

といたしまして、負担調整措置。

商業地等、住宅用地とともに現行と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続する。

として、著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置。

地価の下落傾向にかんがみ、納税者の負担感に配慮し、平成9年度から講じられている臨時的な税負担の据置措置を継続する。

具体的には、税負担が上昇することとなる土地であっても、次の2つの要件をいずれも満たすものは税額を据え置く。

アといたしまして、その土地の負担水準が商業地等は45%以上、小規模住宅用地は55%以上、一般住宅用地は50%以上であること。

イといたしまして、その土地の3年間の評価額の下落率が全国平均（マイナス15%）以上であること。

といたしまして、平成16年度及び平成17年度における価格の修正。

固定資産税の評価額は、地方税法上、基準年度（平成15年度が該当）の価格を3年間据え置くこととされているが、据置年度である平成16年度及び平成17年度には、地価に関する指標からさらに下落傾向が見られる場合は、簡易な方法により価格の修正ができる特例措置を講ずる。

(2)の農地。

一般農地に対する固定資産税の負担調整措置は、現行と同様とする。

一般市街化区域農地に対する固定資産税について、課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置を講ずる。

特別土地保有税関係。

特別土地保有税は、昭和48年度に土地保有に伴う管理費用の増大を通じて、土地投機を抑制し、あわせて土地の供給促進に資することを目的として創設された政策税制であるが、地価が下落し、資産デフレが進行する中、土地流通に関する税負担を大幅に軽減するという方向性の中で課税停止となった。平成15年度以降、新たな特別土地保有税の課税は行わないものとする。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の改正を行う。

軽自動車税関係ですけれども、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載する申告書又は報告書については、各市町村の条例に様式が定められているが、複数の市町村に申告する場合、それぞれの市町村の様式により申請する必要がある。そのため、平成15年度改正においては、納税義務者の負担を軽減する観点から、統一の様式を定めることとする。

以上の内容を述べさせていただきましたが、なおお手元に条例改正に伴う新旧対照表が配付してありますので、後ほど見ていただきたいと思います。

簡単ですが、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の概要説明といたします。

以上です。

議長（藤田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

大野良司君。

14番（大野良司君） では、特別土地保有税の課税関係について、ご質問をいたしますけれども、過去、猶予をされてきた企業があると思いますけれども、ここで土地保有税関係に課税されないということになりますと、過去の清算もしなければなりませんけれども、この清算方法等、あるいは徴収の期限等、どういうふうに定めてこられているのか、この1点だけ質問いたします。

議長（藤田国広君） 税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

私どもの方の特別土地保有税関係は、過去に徴収猶予をされている社が1社ございます。その社につきましては、法律の規定により、この特別土地保有税審議会が廃止となりますものですから、4月1日以降の決定は町長の方になるかと思います。

それで、期間ですけれども、とりあえずその1社につきましては、連絡を差し上げまして、徴収猶予をいわゆる事業ができるまで、こちらに来てくれということで、とりあえずここ1年徴収猶予、またさらに続く徴収猶予がございますけれども、その手続をとらせていただいている最中でございます。

以上です。

14番（大野良司君） 了解しました。

議長（藤田国広君） 梅本和郎君。

4番（梅本和郎君） 固定資産税関係の説明の中の3の の16年度及び17年度における価格の修正のところ、簡易な方法で価格の修正ができる特例措置を講ずる、下落傾向が見えた場合ですね、という説明がありましたけれども、簡易な方法による価格の修正というのは、どういうことをいうのか、ちょっと教えてください。

議長（藤田国広君） 税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） 現在、この関係につきましては、この間の県の説明によりますと、とりあえず具体的な方法はまだ決まってないと。ただ、下落傾向が見られた場合、継続してこういう方法をとりたいということで、簡易な方法を直接どういう方法なのか、今のところ、まだ私は聞いておりません。

以上です。

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 討論する者がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第1号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 賛成多数です。

よって、報第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 報第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 報第2号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律案が平成15年3月24日に参議院本会議で可決成立し、3月31日に法律第9号として公布されました。4月1日から施行されることに伴い、南伊豆町特別土地保有税審議会条例を廃止する必要性が生じたため、3月31日に専決処分させていただきましたので、承認をお願いするものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、税務課長より説明させます。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） それでは、説明させていただきます。

先ほどの報第1号の中で、南伊豆町税賦課徴収条例の概要の中で説明させていただきましたが、平成15年度以降、新たな特別土地保有税の課税は行わないこととなったため、南伊豆町特別土地保有税審議会条例を廃止するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（藤田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第2号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、報第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 報第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 報第3号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律案が平成15年3月24日に参議院本会議で可決成立し、3月31日に法律第9号として公布されました。4月1日から施行されることに伴い、南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、3月31日に専決処分させていただきましたので、承認をお願いするものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、税務課長より説明させます。よろしくご審議のほどをお願いします。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） それでは、説明させていただきます。

今回の南伊豆町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、個人の住民税の改正に伴う条項の中の文言の一部削除、また附則の追加等でございます。

お手元の条文と新旧対照表により説明させていただきます。

まず、第14条中「（法附則第35条の2の4第2項の規定により、読みかえて適用される場合を含む。）」を削る。

新旧対照表で見ただければわかりますけれども、左が新で旧でございます。これにつきましては、国民健康保険料に関する申告でございまして、この括弧のただし書き、これを削るということでございます。

内容につきましては、上場株式等の取引報告書の提出義務、この関係につきまして、個人の住民税と連動するものですから、この部分を削るということでございます。

次に、附則といたしまして、第8項（見出し中を含む。）「商品先物取引」を「先物取引」に改め、附則第9項を附則第10項とし、附則8項の次に次の1項を加えるということでございまして、これはやはり先ほどの住民税の改正に伴いまして、「商品先物取引」が「先物取引」になったということでございまして、国民健康保険税もこれに基づいて変えるということでございます。8項の中の各新旧の条文のアンダーラインのところ、見出しの中で商品先物取引が旧で、新が先物取引ということになっているかと思えます。

さらに、第9項を追加するものですから、この9項の中身につきましては、世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の4の2第2項の規定の適用を受ける場合における前項適用については、同項中「先物取引に係る雑所得の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得の金額（法附則第35条の4の2第2項の規定の適用がある場合は、その適用の金額）」とする、これを追加するものでございます。旧条例の中ではございませんけれども、新たに9番として附則が入ったと、こういうことでございます。それで、9項を10項とするということで、これはまるっきり同じ条文でございましてけれども、9項が新たに10項になったと、附則の中で、そういうことでございます。

下段の附則の説明をさせていただきます。

附則。

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は平成16年1月1日から施行する。

適用区分といたしまして、改正後の南伊豆町国民健康保険税条例附則第8項及び第9項の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3といたしまして、改正前の南伊豆町国民健康保険税条例第14条の規定は、平成16年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する、こういうことでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第3号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、報第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 報第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 報第4号の提案理由を申し上げます。

報第4号 繰越明許費繰越計算書につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、去る3月定例町議会におきまして、平成14年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算中（第2表繰越明許費）として承認いただきました港手石処理分区分渠築造工事に係る繰越明許費につきまして、繰越計算書を調整させていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものであります。

詳細につきましては、下水道課長から説明させますので、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（佐藤 博君） 説明させていただきます。

計算書をごらんいただきたいと思います。

第1款下水道費、第1項下水道建設費、事業名、公共下水道建設事業、金額 5,000万円、翌年度繰越額 5,000万円。この財源内訳は国庫補助金 2,500万円、一般財源 2,500万円、このように調整させていただきました。

なお、工事の進捗状況ですが、去る3月27日に入札を実施し、湊処理分区管渠築造工事第3工区につきましては、工期を7月31日まで、定置、幹線、管渠築造工事第5工区及び手石処理分区管渠築造工事第1工区につきましては、工期を10月31日までとして、現在、施工中であります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（藤田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第4号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、報第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 報第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 報第5号の提案理由を申し上げます。

平成15年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につきましては、報第6号で詳しく説明いたしますが、平成15年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分に対応して行うもので、例年ですと6月議会で老人保健特別会計繰入金等の前年度会計の清算補正を提案いたしますが、今回は当特別会計決算見込みで歳入欠陥が判明したため、その対応策として専決処分を行い、会計赤字を平成15年度老人保健特別会計予算の繰上充用に処分する必要が生じたことに伴い、一般会計も同時に専決処分した次第です。

専決処分の内容につきましては、補正額 909万 4,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ 52億 1,909万 4,000円とするものです。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、専決処分した補正の内容につきまして、補正（第1号）につきまして、説明させていただきます。

まず、表紙も入った中ですが、平成15年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）。

平成15年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第3条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 909万 4,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ52億 1,909万 4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成15年4月15日専決。

賀茂郡南伊豆町長 岩田 篤。

7ページをお開きください。

今回の専決は、今、町長のお話しましたとおり、老人保健会計の方で歳入欠陥が生じました。これは、国・県の歳入不足だったため、それで町と差額分について入らなかったと。そのために、老人保健の方で専決処分いたしました。それに関連する繰り入れ、繰り出しの密接な関係が深い一般会計ですので、同時に専決処分をしましたものですから、その内容で、まず歳入からですが、老人保健特別会計繰入金 909万 4,000円。これにつきましては、平成14年度老人保健特別会計の精算の結果、法定町負担分が5%、10月から5.7%になっております。負担分が909万 4,000円超過しましたので、その額を老人保健会計より一般会計の方へ繰り入れるものでございます。法定負担額が6,941万 6,200円がいいところ、実質負担額は7,851万円出しておりますものですから、909万 4,900円の超過負担で15年度の歳入の方へ繰り入れようということでございます。

次のページの9ページをお願いします。

ただいまの歳入 909万 4,000円を一般財源として対応するため、予備費に 909万 4,000円を計上するものでありまして、この予備費につきましては、今後の補正で歳出間補正の対象となるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（**■**田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（**■**田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（**■**田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（**藤田**国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第5号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（**藤田**国広君） 全員賛成です。

よって、報第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（**藤田**国広君） 報第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（**藤田**国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 報第6号の提案理由を申し上げます。

ご存じのように、老人保健医療費は社保基金が70%相当額、国が20%相当額、県と町がそれぞれ5%相当額を負担し、本会計を運営しております。しかしながら、老人保健年間医療費の推計はそれぞれ団体独自の算定で行っているため、法定負担率どおりに負担金が交付されないのが現実です。例年ですと、歳入欠陥のおそれのないように多目の医療費推計で歳出している負担金が交付され、翌年度に精算し償還しておりました。平成14年度は、健康保険法等の大きな改正もあり、年間医療費の見込みが立てにくい状況の中で、国・県の負担金が歳入欠陥となりました。一方、社保基金町負担分は法定負担率により収入増となりまして、結果として差引金 219万 154円の歳入不足に陥りました。その対策として、平成15年度老人保険特別会計補正予算（第1号）を専決処分し、新たに繰上充用金を設定し、平成14年度歳入欠陥分を補い支出するものです。

また、平成14年度医療費負担の精算に係る所要の補正を同時に行うものです。

専決処分の内容につきましては、補正額 1,885万 4,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ14億 2,164万 8,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、住民課長より説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願いたします。

議長（**藤田**国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

住民課長。

住民課長（内山力男君） それでは、専決処分した内容について、説明させていただきます。

平成15年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成15年度南伊豆町老人保健特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,888万 5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億 2,164万 8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成15年4月15日専決。

賀茂郡南伊豆町長 岩田 篤。

それでは、9ページをお願いいたします。

まず、歳出でございますけれども、2款諸支出金、1項1目償還金、補正額 760万円、23節 7,600万円、負担金の償還金でございます。2項といたしまして、繰出金 909万 4,000円、一般会計への繰出金でございます。

次のページをお願いいたします。10ページになります。

4款繰上充用金、1項1目繰上充用金でございます。22節で 219万 1,000円、繰上充用金、これは14年度分の赤字というか欠損分の補てんでございます。

それでは、前へ戻ってもらいまして、7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、2款1目、節で2過年度でございますが 1,759万 2,000円、過年度分の医療費国庫負担金でございます。

それから、8ページをお願いしたいと思います。

3款県支出金、1項1目県負担金、節で23、2の過年度分ですが 129万 3,000円、過年度分医療費県負担金でございます。

次に、6ページをお願いしたいと思います。

その中の全体として、財源内訳でございますが、補正額で 1,888万 5,000円、その内訳と

して、財源内訳といたしまして、一般財源が 1,888万 5,000円でございます。

なお、つづら折りになっています平成14年度老人保健特別会計の決算見込みでございますが、これが14年度の精算になるということでございます。左側からの上段が歳入、下段が歳出になるわけですが、左から2番目、負担金収入額というふうな書き方をしてございますが、この負担金につきまして、実際に14年度に入ったお金でございます。それで、その負担金の合計が13億 1,466万 5,944円に対しまして、医療費の歳出の方ですが、13億 1,466万 5,944円、これだけ実質的には入っていることになるわけですが、実際には、これが実際の精算といたしましては、真ん中の収入額、今の部分はこれが本当の精算になるべきものですが、真ん中の収入額、下段に書いてございますけれども13億 3,809万 6,429円引く13億 4,028万 6,583円ということは、219万 154円の歳入不足と、こういうことになったわけでございます。そこにおいて、今回の専決補正予算をお願いしたいということで提案させてもらったわけです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（藤田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本和雄君。

4番（梅本和雄君） 質問なんですけれども、9ページの歳入の償還金のところが補正前の額が2万円で、補正額が760万円で760万 2,000円ですけれども、その償還金の次は1,000円になって、これ数字のどういう差があるのか、ここがちょっとわからないんですけれども。そして、歳入不足が200万何がしかで、そして一般会計繰り出しが906万円になるという、なぜこういうふうになるのか。いろいろ事情はあるんでしょうけれども、その辺をちょっと説明をお願いします。

議長（藤田国広君） 住民課長。

住民課長（内山力男君） まず、9ページの内容とさっきの一覧表からお願いしたいと思いますが、9ページの1項の償還金、当初、補正が1,000円で760万 1,000円という内容になるわけですが、先ほどの収支見込みのところでごらんいただきたいと思いますが、社会保険支払基金へ、お返しする形になります。その中で、2段書きで増減のところでは32万 6,790円、これ診査支払手数料を余分にいただいたやつで、それで医療費分を727万 2,656円いただいたよと。それを合わせると755万 9,446円、こういう数字になります。それをちょっと切り上げさせてもらって760万 1,000円という数字、それが……。

4番（梅本和熙君） 項で760万2,000円になっているのに、もとのところでやっちゃうというのが、ちょっと理解ができないだけの話ですけれども。

住民課長（内山力男君） 当初予算がちょっと出てきてないもんであれですけれども、さらに2款で還付金というのが1,000円あるんです。そういうことと合わせていくと760万2,000円と。1目は償還金で、2目は一般会計からの繰出金。

総務課長（小島徳三君） この2,000円につきましては、当初の本年度予算額は償還金が1,000円、1目で、2目で還付金が1,000円、その関係で2,000円が出ております。1項の中で償還金が2,000円で、それで1項1目で償還金が1,000円あります。それで、1項2目で還付金が1,000円ありまして、そちらの方は補正しませんもんですから。

議長（藤田国広君） 梅本君。

4番（梅本和熙君） だけど、このところで補正で出てきたらわかりやすくすることだっであるんじゃない。1項2目を入れてもらわないと、わからないじゃないですか。

総務課長（小島徳三君） ただ、1項2目につきましては、補正の必要がございませんもんですから。

4番（梅本和熙君） 補正の必要がないって、項の方で760万2,000円という数字が出ていて、最終的にこの数字がそういう形になる。これじゃ、ちょっとわからない。

住民課長（内山力男君） 2目2項の方においては、科目存置ということで、ここに出てきてませんけれども、そういうシステムになっております。そういうことで、ご理解願いたいと思います。

4番（梅本和熙君） 了解。

繰出金の。

住民課長（内山力男君） 繰出金でございますが、先ほどの一覧表の中で909万4,000円になっています、補正がなっていますよね。そのときに、その差額、今回の予算資料の中で町の繰入金909万3,900円、この分を計上させていただいたわけです。

4番（梅本和熙君） それはいいんです。そうじゃなくて、先ほどの計算書の説明の中で200万円近くも差が出ると。その200万円であるなら、この繰出金もそんなに要るのかなという感じがしたもので、簡単な質問なんですけれども。

住民課長（内山力男君） 実を言いますと、この表の全体は14年度が確定したわけですよ。それを精算を打ちながらやっていくというと、219万154円歳入不足になると。だから、今回の予算は支払基金へは返します、基金は。それで、15年度からいただきますというのが、

この数字になるということです。

4番（梅本和熙君） 1項の760万円の償還があるから、それとプラスで繰出金が要するということですか。

住民課長（内山力男君） そうです。

議長（藤田国広君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思います。

ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 討論する者がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第6号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、報第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第32号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 議第32号 監査委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第32号 監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

このたび、町監査委員であり見識を有する者の代表であります南伊豆町一色 555番地、黒

田茂俊氏より、健康上の理由により平成15年5月16日の任期満了をもって辞職したい旨の申し出がありましたので、後任の候補者を選考し、ここにご提案申し上げます。

地方自治法第196条に監査委員の選任に当たっては、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に対し、すぐれた見識を有する者であって、議会の同意を得て選任すると規定されております。南伊豆町手石933番地、渡邊俊篤氏はこれらの諸条件を兼ね備えた方であると思慮されます。

なお、経歴につきましては、添付いたしましたので、どうぞご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 討論もする者がいませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第32号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 全員賛成です。

よって、議第32号議案は同意することに決定いたしました。

発議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 発議第2号 南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案は、藤田喜代治君が提出議員で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

藤田喜代治君。

〔5番 藤田喜代治君登壇〕

5番（藤田喜代治君） それでは、提案理由を申し上げます。

発議第2号 南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

今日の経済不況の中で、民間企業ではリストラや体質改善などを強いられ、当町においても長引く不況により、観光産業の低迷などにより、地域経済の環境はかつてない厳しい状況にあり、財政も町税等の落ち込みにより、一段と厳しさを増しております。

また、人口も年々減少傾向にあり、高齢化比率においても32.35%になるなど、年々増加の一途をたどっております。多くの町民から町職員数の適正化と並んで、議会においても一層の効率化を求める声が一段と強くなってきております。今回、さらに時代の要請や町民の声にこたえとともに、痛みを分かち合わなければならないと考えます。

地方自治法の改正により、本年1月1日より人口1万人以上2万人未満の町村の議員定数も26人から22人に減少しております。そうした観点から、当町の議員定数を現行の15人から12人とすることが妥当であるという議員多数の賛同を得たものであります。議員各位の一層の活動により、議員の役割である行政の監視、住民意思の反映及び政策の提言は12人になっても可能と思われるので、町議会全員協議会において審議した結果を踏まえ、議員定数を12人にするという、この条例を提案させていただきます。

なお、この条例は次の一般選挙から施行するものであります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 本議案に対する私の意見を述べさせていただきます。

住民の皆さんの間には、政治の不満、町政に対する不満、町議会に対する要求、そして厳しい批判があることは事実であります。それは、今日の長引く不況の中で先が見えない、こうした中で住民の生活向上、仕事の問題、そうした上での行政の刷新を強く要求する声であります。しかしながら、それに対して町議会が十分にこたえられていない、本当に住民の声が反映されているか、そういう声であります。

こうした中で、議員の数を減らしたらいいんじゃないかという声があることも事実であります。この声をよくよく聞いてみますと、この間、聞いた中では、そういう住民の要求に対する生活向上、行政に対する刷新の声、これが議会で本当に代弁できてない、そういう議員は要らない、そういう厳しい声であります。

また、議員が本来住民の全体の代表者としての役割を果たすというよりも、自分個人の請負、あるいは関連会社の請負、あるいは口きき等々の行為に走っている、こういうことも厳しい批判の根本にあります。長引く不況、先が見えない状態を脱するには、今日の小泉政権のもと、株価がこの2年間でも46%も下落し、国民生活を厳しい状態において、この中で国政を通じて、また住民の生活を守る代表である議会の役割、議員の役割をますます向上させなければなりません。

議会の構成に関する議会活性化の方策を高めるための提言をしている町村議会が発行している議員定数に関する見解では、この議員定数の減少に対する判断に当たっては、議会の機能が住民にかわってその町村の事情があるし、すなわちその町村の進路と運営の基本を決定し、その過程において広く住民の意向を反映させることを基本理念としなければならない。そのためには、その機能が十分発揮できる議員定数を確保すべきであると言っています。

また、議員必携には大衆は大知という言葉があるように、住民は本来よく知っており、行政についてもいろいろと思いを考えている。また、学ぶべき知恵や知識を持っているのであります。議員は、常に住民の中に飛び込んで住民の声や心や知恵をつかみ、それを議員の声、心、そして知恵として力強く代表する心構えが必要である。住民とともに喜び、住民とともに涙する血の通った信頼される行政ができるかどうかは、このような議員の活動に持つところは極めて大きいと言わなければならないと指摘しております。

こうした点にかんがみるならば、今日、議会に対する厳しい批判、これを受けている議会みずからが広聴会等によって、こうした決定をする際にも、広聴会等によって広範に町民の生の声を議会に反映させた上で判断をするのが好ましい問題であります。

つけ加えて、今日、町村合併の動向が、行く末でいろいろ懸念されています。私は、国の強制合併には反対する立場で独自のまちづくりを進めるべきだという見解を持っております。そうした中で、町村独自の財政、あるいは財政運営を考えた際、そして住民の皆さんの真の声を議会に反映させ、周りの議論の活性化をさせる中で議会の定数のあり方を考えて、その上で減少という、そういう決定があるならば、その際には今回の限りではありませんが、こうした厳しい批判のもとに、今、町議会が置かれている、町議会というのは同時に議員が置かれている、そういうことを考えたときに、安易な形での議員定数削減というのは、住民の真の声に資するとは思われぬのであります。

財政的な問題、町税の問題を考えて返してみれば、審議の中で入札の問題、あるいは不要不急の工事を見直す中で、十分に財源の確保をすることは可能であると重ねて指摘して、私の反対の意見とさせていただきます。

議長（藤田国広君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 討論もする者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 賛成多数です。

よって、発議第2号議案は原案のとおり可決されました。

議第33号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 議第33号 平成15年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第33号の提案理由を申し上げます。

本案は、補正予算額95万 5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億 2,004 万 9,000円とするものです。

今回の補正は、歳出第2款第1項総務管理費の合併検討に関する協議会の負担金と対応する繰越金のみ補正でありまして、皆様、ご存じのとおり、昨年5月29日に7市町村で設置した賀茂地区合併検討委員会の構成市町村枠組が、その後、東伊豆町、西豆3町村、南豆3市町と細分化し、本年3月31日に当委員会を解散いたしました。平成15年度当初予算では、賀茂地区合併検討委員会負担金として、6月まで予算化しておりますが、南豆3市町は4月1日に下田市、河津町、南伊豆町合併推進協議会を設置し、この運営、調査検討のため、3市町で新たな協議負担金が必要となりましたので、追加補正をお願いする次第です。

詳細につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（~~藤~~田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） 内容を説明させていただきます。

9ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費の中の企画調整事務ですが95万 5,000円、負担金で下田市、河津町、南伊豆町合併推進協議会負担金。当初は48万 3,000円、当初予算化してあったんですが、負担金の必要額が143万 8,000円でした。今回、95万 5,000円を補正をしたいとお願いするものでございます。

当初、職員1人分の勤務という考え方でしたんですが、5月1日より2名の職員が協議会で勤務するような形になります。そうした中で、時間外手当、あるいは旅費、そういった事務所関係のパソコンであるとか、そういったものの負担金、これは3市町の中で均等割が40%、人口割が60%で負担金が143万 8,000円となっております。

7ページですが、その繰越金ですが、その財源として繰越金より95万 5,000円を計上したものでございます。よろしく申し上げます。

議長（~~藤~~田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 今回の補正の理由、下田、河津、南伊豆町の合併推進というための推進協議会の負担金ということで、これはこの間の一般質問でも指摘をしておりますが、この間、町長選がありまして、町長も大きな合併で進めていくというのが公約であって、そしてさらにその先は住民の声を聞きながら、これに基づいて考えていく。小さな合併は考えていないというのが、専らの選挙に当たった公約、あるいは公言していたことであります。そうしたことからして、まず最初に東伊豆町が2月2日の住民投票で抜けた時点で、この7町村での前提が崩れたわけです。さらに、3月に西伊豆3町村が抜けた時点で、これはまさしく全く前提条件が崩れていると。そうした点で、住民の声を聞くということをやった内容は、昨年の東伊豆町が変えた時点での住民アンケート、7町村での合併での住民アンケートしかやっておりません。そうした点、住民の合意が形成されていない中で、こうしたことを進めるといことは公約違反であり、住民の声を反故にするものであり、当然認めるわけにはいかないという意見を、私の反対の討論とさせていただきます。

議長（藤田国広君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第33号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 賛成多数です。

よって、議第33号議案は原案のとおり可決されました。

議第34号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 議第34号 工事請負契約についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第34号の提案理由を申し上げます。

去る4月28日、入札を実施し、請負額5億8,590万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,790万円をもって落札した請負人、下田市中411番地の1、河津・長田・保坂特定建設工事共同企業体代表者、取締役社長、河津市元氏との契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例により議会の議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明させていただきますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（藤田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） それでは、説明をさせていただきます。

まず、今回の工事でございますけれども、図面を見ていただきたいんですが、この左上にあります黒く塗りつぶしたところは給食棟でございます、これ以外を全部建てかえるということでございまして、躯体構造はRCでございます。2階建てでございます、校舎につきましては、1,666.06平米、屋内運動場につきましては1,216.30平米でございます。

めくっていただきますと、2階の図面になっていると思うんですけれども、2階の図面につきましては、面積が763.72平米でございます、普通教室及び特別教室等々がございます。

めくっていただきますと、またこれは1階の平面図でございますけれども、面積が902.34平米でございます、やはり普通教室、それから事務室、保健室、教員室、校長室、それからコミュニティスペース、そういったのがございます。

さらにめくっていただきますと、今度は屋内運動場でございますけれども、面積は、これ

は2階構造でございますが、1階部分が589.85平米、それから2階部分のこの図面ですが617.45平米でございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（藤田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋君。

12番（横嶋隆二君） この契約にあたっての指名業者の名前、そして次に指名参加業者の名前、それと予定価格の額、4番目にそれぞれの入札参加業者の入札額とをまず答えていただきたいと思えます。

議長（藤田国広君） 教育長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） まず、指名業者でございますけれども、指名業者は6社ございましたけれども、1社が辞退されたものですから5社でございます。一つが、河津・長田・保坂特定建設工事共同企業体、それから青木建設さんが辞退されております。それから、斉藤組さん、それから伊豆急ハウジングさん、青木興業さん、小野建設さんでございます。

入札予定価格は5億 5,881万 1,000円でございます。これは、入札の消費税抜きでございます。

入札結果ですけれども、まず1位が河津・長田・保坂特定企業体さんでございますけれども、5億 5,800万円でございます。続きまして、株式会社伊豆急ハウジングさんが5億 6,000万円でございます。次に、小野建設さんが5億 6,800万円でございます。次に、青木興業さんが5億 7,400万円でございます。最後に、斉藤組さんが5億 8,000万円でございます。

以上ですが。

議長（藤田国広君） 横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 今の結果を聞きますと、落札業者の河津建設ですね。これの落札率が99.85%ですね。非常に、入札の問題はどこでも注意をもって見られるんですが、不自然なように見えるんですね。予定価格が5億 5,881万 1,000円ですね。落札価格が81万 1,000円を単純に引いた額であると。率は99.85%。予定価格を知り得た町の人物はだれか、もちろん委員会はあるわけですけれども、改めて答えてもらえますか。

議長（藤田国広君） 局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） 予定価格を知り得た者ですか。これにつきましては、町長、助役、収入役、それから私、それから教育委員会の学校教育の主幹でございます。それから、佐藤禎明君です。

以上です。

議長（藤田国広君） 横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 次の質問ですけれども、工事内容、これは今回の基礎工事はどういう内容でやるのか。どのくらい、ここは岩盤が近いところにあると思うんですが、その深さをちょっと教えてもらえますか。

議長（藤田国広君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） 申しわけありませんが、基礎の深さはちょっと資料がないんです。

議長（藤田国広君） 横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 大きな2番目の質問は、いわゆるこの図面を見る限り、この工事と住宅の距離は、一定の距離はあるというふうに思うんですけれども、基礎のコンクリパイルをするのか、工法はまだわかりませんが、後で教えてほしいと思いますが、いわゆる公共工事に伴って、事後、周辺に影響を及ぼす可能性がある。そのために、事前調査、あるいは事業者が保険をきちっと掛けているのか、そういうことは今後の問題にかかわるわけですが、そういう点の留意はされているのかどうか、その点お願いします。

議長（藤田国広君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） 工事に当たりますと、当然、近くの民家の方とか、それから区長さん当たりには了解を得ております。

議長（藤田国広君） 横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 了解はもちろんなんですけれども、例えば基礎工の深さにもよるんですけれども、その振動によって周りの家屋が影響を受けて、補償問題が起きるとか、そういう可能性が、これ距離の問題もありますが、一概に言えませんけれども、それに当たってきちんとした事前の調査をして、また業者に保険をきちんとかけるべきだというふうに思いますが、そういう点の留意、あるいは事前の知識を持ってやっているおられるのかどうか、その点はどうですか。

議長（藤田国広君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） 一応、業者の方にはその旨話してございますけれど

も、具体的なものは業者と近くの方ですか。そういうことで、詳しい内容は私たちは聞いておりせんが。

議長（ 藤田国広君 ） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） この問題については、口頭でもやるよということではなくて、事前の調査というのは、影響を及ぼす可能性があると思われるときに、特に岩盤が浅い場合には、なおさら個々によってもあると思うんですけれども、その点をきちんと過去や、あるいは周辺の事例、この南だけではなくて、そういう工事事例に照らしてきちんと事前調査を行って、そして保険の問題を確認してから進めるべきだというふうに思います。よろしく願いします。

議長（ 藤田国広君 ） ほかに質疑はありませんか。

小澤東洋治君。

13番（小澤東洋治君） 13番、小澤です。

この際、ちょっとお伺いしておきたいんですが、大きい工事になると必ずというように共同事業体ということですが、これに類似な言葉を聞きますね。今回も3社が入っているわけですが、我々がちょっと聞きたいのは、この3社はどういう仕事の配分で取り組んでいるのか。例えば、この学校の問題もわかるかわかりませんが、今までの例をとって取り上げてみますと、例えばこの3社の中で何社は基礎工事、そういう配分を前もってこれ3社の場合、話し合って取り組んでいくんですかね。ちょっと、この仕事の推進の仕方、共同体的やり方、内容を簡単でいいですから、ちょっとこの際伺っておきたいと思います。

議長（ 藤田国広君 ） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） 共同事業体ですので、全部を今言った契約の中に入れますと、JV率があるわけでございまして、河津が45%を占めます。それから、長田が40%、保坂さんが15%というような契約でございます。

以上です。

議長（ 藤田国広君 ） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（ 藤田国広君 ） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 今回の三浜小学校の工事請負契約に関してですけれども、地域住民の切実な願い、地域の拠点である小学校を残してほしいと。過疎が進む中で、また町村合併の問題が取りざたされる中での工事ではありますが、こうした中でこの下田に住所を置く河津建設、これは岩田町長がこの間行われた町長選挙の前にも、あっちこちで自分の選挙を支援していたと言われる企業の中の一つであって、その落札価格がまさに99.85%と。これは、事前に落札予定価格が、これが漏えいしていた可能性があるんじゃないかというふうに疑われて仕方ありません。住民の真摯な願いとは別に、こうした公共工事をめぐるいろいろあるわけですが、まさにうわさをされていた業者が、しかも99.85%という額で落札に至った。この点は、認めるわけにはいきません。真摯な改善が必要であります。

また、どうしてもこれを執行するというので、この問題にかかわらずある場合には、事前の調査を含めて、周辺に被害を及ぼしたときに、きちんとした対応ができるようなことを口頭で事業の確認をしたというものは、余りにも稚拙であります。きちんと保険の確認と、事前の認定建築士を入れた補償をきちんとされるように、意見を言って私の反対の意見とさせていただきます。

議長（藤田国広君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） ほかに討論する者がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第34号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 賛成多数です。

よって、議第34号議案は原案のとおり可決されました。

議第35号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田国広君） 議第35号 工事請負契約についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第35号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、去る4月28日に入札を実施し、請負額5,806万5,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額276万5,000円をもって落札した請負人、南伊豆町下賀茂165番地の2、有限会社渡辺電気商会、代表取締役、渡辺松恵氏との契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例により、議会の議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（~~藤~~田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） それでは、説明させていただきたいと思います。

全体的には、本体及び屋内運動場についての電気工事でございます。

ここにありますとおり、キューピクルを新しく据えつけるということとか、それから新設の夜光器、それから既設の夜光器等々を設置するものでございまして、一番大きいものはやはりコンセントとか、内容的には設備工事です。

それから、次に大きいのはキューピクルとか、支線の設備工事、その辺が大きいものとなります。それから、放送設備、火災報知機等々が大きなものでございます。

以上ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（~~藤~~田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 質問します。

前号と同じように、1番目、指名業者の企業名、参加指名業者の名前、予定価格、それぞれの入札の方法。

議長（~~藤~~田国広君） 事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） 指名業者は5社指名しまして、渡辺電気商会さん、それから小林電気工業さん、土屋電気商会さん、下田電化設備工業さん、それから東京配電

工事沼津支店さんの5社でございます、そのうち小林電気さんと東京配電工事さんが入札を辞退しております。予定価格につきましては、5,801万8,000円でございます。入札結果でございますけれども、3社入札されましたけれども、1位が5,530万円、有限会社渡辺電気商会さん。それから5,700万円の下田電化設備工業さん、それから3番目が5,750万円株式会社土屋電気商会さんです。

以上です。

議長（藤田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 前号でも入札の辞退が1社ありましたけれども、今回の小林電気と東京配電工事が辞退されたということであります。この不況の中で、どこも仕事をとりたい、あるいはもっと指名参加願を出してくるのが普通なんですが、この辞退の理由はどのような理由か、それぞれ答えてもらえますか。

議長（藤田国広君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 指名委員会の委員長になっている都合上、申し上げます。

東京配電工事が警視庁の信号機のたしか工事に絡んで、独禁法違反、これが明らかになったものですから、県の方の指名停止、これは入札の指名委員会やった時点では、それがまだ判明しておりませんでした。その後、これが出たからということで向こうから辞退した。それと、小林電気さんの方は何か自己都合でございますけれども、聞いた話ですと、ほかに予定している仕事があるんだと。そちらの方に急遽、人員を持っていかなければならないという理由で、今回、仮に落札しても満足のいくように施工できないんじゃないかということなことだと思えます。そういうような理想で申し込んできました。

小林電気の方は、4月25日に辞退届を提出しております。

議長（藤田国広君） 横嶋君。

12番（横嶋隆二君） いいです。

議長（藤田国広君） ほかに質疑はありませんか。

石井福光君。

9番（石井福光君） 今の件なんです、4月25日に辞退したということ、その辞退の理由というものが理由書というやつが当然出ると思うんですが、それが出てないんですか。単純なことでお答えいただくということ、お聞きをしたということで結構ですが、一応教えてください。

助役（稲葉勝男君） 辞退届には理由は記載されてないんですが、書かなくていいものです

から、理由はありません。自己都合によりということであります。ですけれども、議会对策上もあるものですから、一応、問い合わせたところ、そういう形で、そして東配工につきましては、さっき言ったように新聞紙上にも、これは出ております。

以上です。

議長（藤田国広君） 質疑はほかにありませんか。

漆田君。

6番（漆田 修君） 経営審査会でランク付というのがあると思うんですね。例えば、本体工事で地元の2社がJVで組み合わせてなっていますが、そういう中小の電気業者で、例えばJVなり、そういうのを組んで地域の経済支援の下支えであるとか、そういうことは指名委員会の場では議論されなかったんでしょうか。

助役（稲葉勝男君） 指名委員会の中では議論されておられません。

正直というか、実際のところ、町内電設業組合の方々が独自で指名していただきたいという要望がありました。それで、中を審査しましても、大体、従業員1人とか、自分1人でやっているという業者の方が大半でございます。その方に6,000万円、7,000万円の工事は実際、完成できるかという、そういう疑問もありますので、町内業者でいきますと総合評点だとか、それから従業員数、そういうものから押した形で町内の業者の方は指名しています。そして、それに準じて、やはり町外業者についても、同様な指名方法で選考しました。

以上です。

議長（藤田国広君） ほかに、石井君。

9番（石井福光君） 指名委員会はいつ、何月何日にやったのか。それと、25日の私、地元の業者がとるということは大賛成なんで、それに対するクレームではないんですが、ひとつ今までずっと入っていた人が、自分の都合で辞退したということで、何とも言えないこの不景気の中で業者は、それであれば指名委員会以前にもそういう仕事というものが、そういうものが入ってくるということはわかっていると思うんですよ。それを、25日に辞退したということは、ちょっとどうも、どう考えても納得いかないんだけど、指名委員会はいつやったんでしょうか。

議長（藤田国広君） 事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） 指名委員会は4月3日でございます。

9番（石井福光君） わかりました。

議長（藤田国広君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 今回の入札契約に関して、意見を言わざるを得ません。

これは、指名業者がわずか5社しかない中で、独禁法に触れた法違反は別として、それは除外として、自己都合というのは、その理由が本当に何なのかということが議論する必要があるだろうということであります。改善が必要だと。

もう1点は、幾ら町内業者とはいえ、渡辺電気商会は現職議員の選挙の際にも代名詞にもなるものであります。そうした点を見るなら、自治法の92条の方に議員の兼業禁止の規定の条項に照らして見た場合、多くの自治体では議員の三親等以内の請負に関しては、厳しい倫理規定を設けております。先ほど、議員の定数削減の問題でも、この点での意見を提唱しましたがけれども、私はそうした点を2点を、この請負契約を認めるわけにはいきません。よって、反対の意見とさせていただきます。

議長（藤田国広君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田国広君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第35号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田国広君） 賛成多数です。

よって、議第35号議案は原案のとおり可決されました。

閉議及び閉会宣告

議長（藤田国広君） 本日の議事件目は終了いたしましたので議会を閉じます。

第1回臨時会の議事件目が終了しました。

よって、平成15年第1回南伊豆町議会臨時議会は、これをもって閉会といたします。
ご苦労さまでした。

(午前11時13分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 国 広

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 渡 辺 嘉 郎